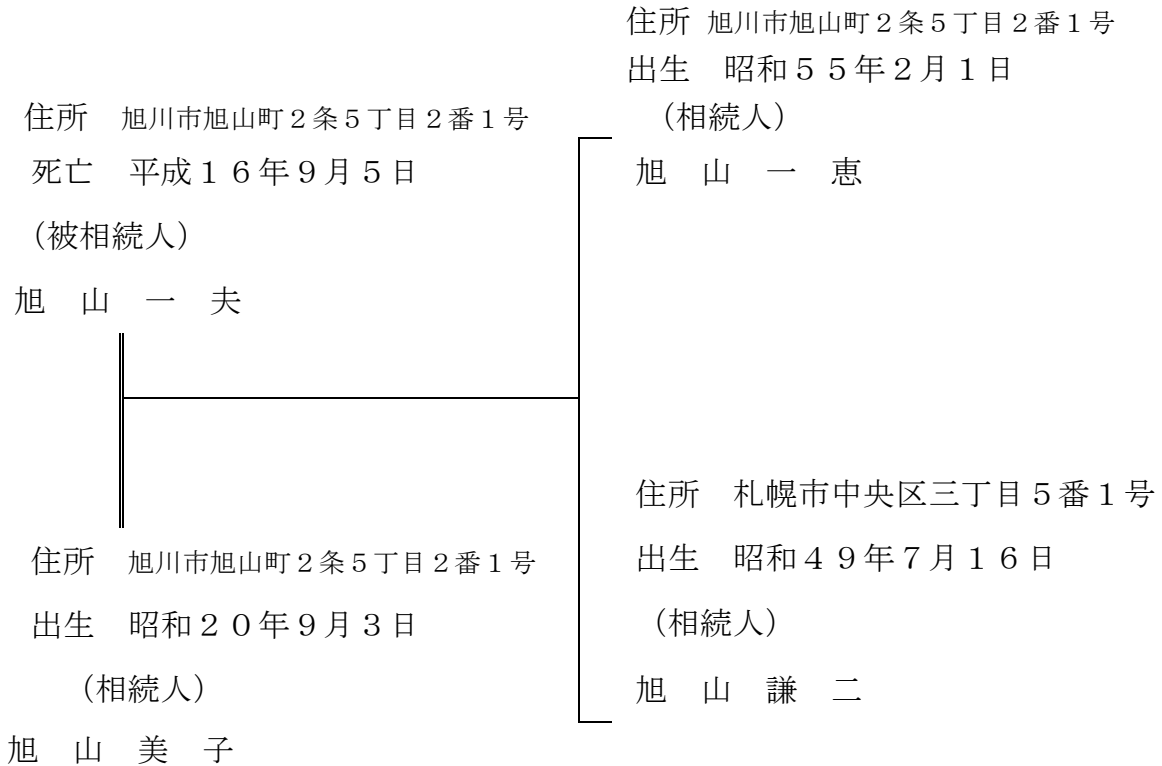


相続関係説明図の例

被相続人 旭山一夫 相続関係説明図



上記の「相続関係説明図」を法務局に相続の登記申請時に提出された場合には、申請書に添付した登記原因証明情報（戸籍謄本，除籍謄本）を登記調査終了後に希望があれば還付されます（これを原本還付の手続といいます。）。

被相続人（死亡した方）の登記簿上の住所が，この「相続関係説明図」に記載した最後の住所と一致しない場合には，戸籍の附票^{ふひょう}など住所の移転の経緯が分かる書面を添付することになっています。ただし，本籍地と一致する場合は，不要です。